

締約国に関する情報 GN	ギニア 一般情報	附属書 B1 GN
国内官庁の名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) (アフリカ知的所有権機関)(OAPI)(附属書B2参照)	
ギニアの国民及び居住者のための管轄 受理官庁	出願人の選択により、アフリカ知的所有権機関(OAPI)又は WIPO国際事務局(附属書C参照)	
ギニアが指定(又は選択)されている場 合の管轄指定(又は選択)官庁	アフリカ知的所有権機関(OAPI)(II巻参照)	
ギニアを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	OAPI特許, OAPI追加証, OAPI実用新案	